

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設） 豊橋田原ごみ処理施設整備事業の概要等

1 計画概要

- (1) 目的
豊橋市及び田原市のごみ処理を1施設に集約した新たなごみ処理施設の整備を目的とする。
- (2) 都市計画決定権者
豊橋市※
※ 本事業は都市計画に定められる事業であり、都市計画決定権者である豊橋市が都市計画手続と併せて環境影響評価手続を行う。
- (3) 都市計画対象事業実施区域の位置
豊橋市豊栄町地内
- (4) 事業規模
処理能力 417t/日

2 手続根拠法令

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）

3 経緯

2014年	11月19日	配慮書の案の公表・縦覧（～12月18日）
2015年	1月29日	配慮書の公表・縦覧（～3月3日）
	4月27日	配慮書についての知事意見の通知
2017年	3月28日	方法書の公告・縦覧（～4月28日）
	8月28日	方法書についての知事意見の通知
2019年	1月8日	準備書の公告・縦覧（～2月8日）
	7月5日	準備書についての知事意見の通知
	10月15日	評価書の公告・縦覧（～11月15日）
2021年	2月18日	方法書（変更）の県への送付
	2月19日	方法書（変更）の公告・縦覧（～3月18日）
	4月9日	方法書（変更）に係る住民意見の概要の送付
	4月30日	審査会の開催

4 今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市長意見等を踏まえ、方法書（変更）について環境の保全の見地からの意見を都市計画決定権者（豊橋市）に通知する。

この知事意見の通知は、都市計画決定権者（豊橋市）から方法書（変更）についての住民意見の概要の送付があった日（4月9日）から90日以内（7月8日まで）に行う。

5 都市計画対象事業実施区域の位置



※国土地理院の電子国土基本図及び白地図を加工して作成

豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価の手続の流れ

